教職員互助会「宿泊クーポン6000! FINAL」の今後の取扱い



I



次の点に十分ご注意ください!!







クーポン券の使用期限は令和5年1月31日(チェックイン)までです。

令和5年2月1日(チェックイン)からは、クーポン券の使用はできません。

会員には、ホームページ、Facebook等で周知徹底を図っているところですが、<u>万一</u>、 2月1日以降にクーポン券を使用したいという申し出があった場合、又は、クーポン券 の提出があった場合には、補助できない旨を伝えてください。

誤って補助してしまった場合であっても、互助会からは、当該補助金を送金する ことはできませんのでご注意ください。

Ⅱ クーポン券に係る補助金の請求期限は令和5年3月10日(必着)です。

教職員互助会「宿泊クーポン6000! FINAL」に関する契約書第5条に規定のとおり、補助金に係る請求書の最終提出期限は、令和5年3月10日までとなります。

1月利用分の請求は、原則として2月10日まで、遅れても3月10日(必着)まで に必ずご請求くださいますようよろしくお願いいたします。

上記 I、IIにつきまして、施設ご担当者様に周知いただきますようお願いいたします。
Iにつきまして、必要があれば、こちらからも会員に直接説明いたしますので、担当までお知らせください。

◆本取扱いに関するお問い合わせ◆

文化福祉グループ

担当 澁谷 2011-211-6072 (平日 8:45~17:30)